

津山市監査委員告示第13号

平成30年3月26日

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実

津山市監査委員 津 本 辰 己

監査対象

団体名 津山市連合町内会

所管部署 地域振興部協働推進室

監査期間

平成29年11月10日～平成30年2月28日

措置等の内容

【津山市連合町内会】

指摘事項 ①	出納事務について、収入伝票及び支出伝票の作成がなされていなかった。今後は、収入伝票及び支出伝票を作成し、それぞれ所定の決裁を経た上で収入、支出をするよう改められたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	指摘を受け、収入伝票及び支出伝票を作成し、会計及び会長の決裁を得るよう事務手続きを改めた。	

【津山市連合町内会】

指摘事項 ②	通帳や印鑑、手提げ金庫を保管している引出しの鍵について、2つある鍵のうち、1つの鍵の管理を担当職員に任せていた。鍵は管理監督者が厳重に保管し、その許可なく他の職員が使用することができないよう管理を徹底されたい。	
区分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	担当職員に管理を任せていた鍵を、管理監督者が厳重に管理し、管理監督者の許可なく鍵を使用できないよう改めた。	

[地域振興部協働推進室]

指摘事項 ①	団体の出納事務について、収入伝票及び支出伝票の作成や決裁がなされていなかった。また、通帳や印鑑、手提げ金庫を保管している引出しの鍵について、2つある鍵のうち、1つの鍵の管理を担当職員に任せていた。平成26年3月28日付総務部長通達「公金等の管理の適正化について」に基づき、収入伝票及び支出伝票を作成し、それぞれ所定の決裁を経た上で収入、支出を行い、適正な出納事務をするとともに、鍵は管理監督者が厳重に保管し、その許可なく他の職員が使用することができないよう団体への指導が行われたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	出納事務の手続き及び鍵の保管について、適正な対応をするよう指導を行い、結果、それぞれ改善が行われている。	

[地域振興部協働推進室]

指摘事項 ②	文書管理について、津山市の簿冊の中に団体の管理すべき文書が綴られていた。文書管理規程に基づいて、適正な事務処理をされたい。	
区 分 (該当に○印)	○	1. 措置済 (何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中 (措置を検討中, 措置を実施中の場合)
		3. 未措置 (何もしていない場合)
措置等の内容	津山市連合町内会事務局で『津山市連合町内会綴』を作成し、津山市連合町内会が作成及び收受した文書は、当該綴に別途管理している。指摘のあった津山市の簿冊には、公文書のみを綴り適正に管理している。	